

行政サービスの利用者の 負担に関する基準について

令和8年度 第2回長野市行政改革推進審議会

令和8年7月9日(木)

総務部総務課

FEEL NAGANO,
BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

(1)現状

ア 行政サービスの利用者負担について、税による負担と利用者の負担、市民相互の負担のバランスを確保するためには、社会経済情勢の変化や施設の利用状況、サービスの提供に要するコストの推移を適時に反映し、実態に見合う必要がある。

イ 本市は、行政サービスの利用者の負担に関する基準（平成20年7月策定、以下「基準」という）をもとに、原則として3年ごとに利用者負担額の見直しを実施することとしている。

ウ 令和6年度にはキャンプ場等の観光施設使用料の見直しを進めたほか、現在社会体育施設は、有料化を検討している。
そのほかの行政サービスの利用者負担についても、速やかに実態に見合うものとする必要がある。

(2)見直しに向けた取組(趣旨)

行政サービスの利用者負担について、昨今の物価や人件費等の高騰を受け、実態に見合う負担額であるかどうか、現状を庁内調査により確認するとともに、基準の時点修正を進め、税負担の公平性と市民相互の負担のバランスを確保するもの

次の点について、意見を求めたい。

1 基準の改定

行政サービスの利用者の負担に関する基準は、平成20年7月策定以後、改正をしていないため、項目の見直しや新たな視点はないか

(例)

- ✓ 減免の取扱基準について
- ✓ 料金設定における時間区分の設定について
- ✓ 料金設定における繁忙期・閑散期の設定について
- ✓ 市民と市民以外の利用区分の設定について ほか

2 対象外(例外)事項をどのように考えるか

全額税負担としている行政サービスの利用者負担は適正なのか

(例)

- ✓ 社会体育館の使用料
- ✓ 市有施設駐車場の使用料
- ✓ 情報公開請求に要する手数料
- ✓ 無料相談（法律・健康・就労等）業務に要する経費 ほか

(1)全量調査 R8.8

調査項目(例)

- (ア) すべての行政サービスの利用者負担（使用料・手数料）の名称（項目）について
- (イ) 基準に定めるサービスの類型化について
- (ウ) 直近の改正時点について
- (エ) 基準への要望や意見について

(2)基準の改定に向けた協議・決定 R8.10

- ✓ 利用者負担の考え方等（基準）を時点修正
- ✓ 基準（時点修正）・利用者負担見直しの取組方針等を協議・決定

(3)適正化作業に着手 R8.10

- ✓ 各所属で利用者負担の見直しに着手

※令和9年度予算編成時に各所属における見直しの取組状況（見直し）を確認し、令和10年度末を目途に全庁で利用者負担に係る税負担の公平性と市民相互の負担のバランスを確保する。

(4) 外部識者等への意見聴取

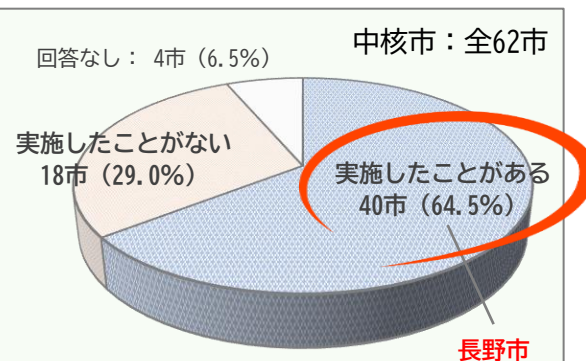
行政サービスの利用者負担は、利用者（市民）に影響があるため、附属機関や懇談会（審議会）等を設置する事案については、外部識者へ意見を求めるなど、審議の経過等に透明性を確保し、広く市民の意見を求めながら見直しを進めるものとする。

行政サービスの利用者負担に係る統一的な算定基準等を定め、使用料の見直しを実施している中核市の状況は次のとおり

(※明石市の調査結果(令和8年3月実施)をもとに、本市でまとめたもの)

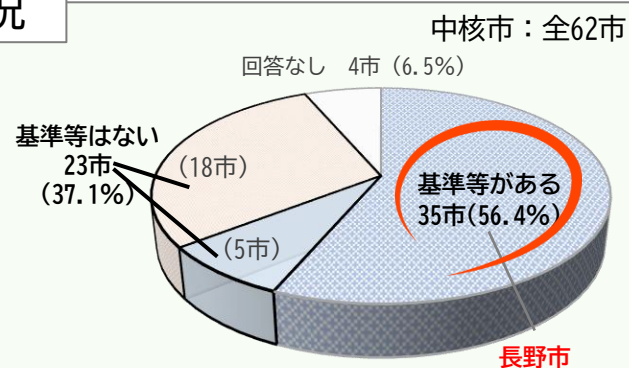
1. 使用料等の見直しの状況

使用料等の見直しを実施したことがあるのは40市で、中核市全体の6割超である。



2. 利用者負担に係る統一的な算定基準等の策定状況

使用料等を見直しを実施した40市のうち、利用者負担の統一的な算定基準等を策定しているのは35市で、中核市全体の5割超である。



行政サービスの利用者負担に係る統一的な算定基準等の主な記載項目 (35市)

★ 新たに検討したい項目

